

令和2年6月16日

令和2年度第3回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和2年度第3回教育委員会定例会会議録

日時 令和2年6月16日（火）
14時00分～15時15分

場所 教育委員会室

出席者

東 條 教 育 長	奥	副 教 育 長	兼 生 徒 指 導 総 括 監 長
島 津 委 員	前 田 橋 緒 池 山 堀 中 窪 南 岩 上 橋 中 宮 田 宮 田 森 黒 荒 寺 鶴 中	教 育 次 長	兼 総 務 課 長
今 村 委 員	木 方 田 本 内 山 田	学 校 職 務 校 健 社 文 人 義 福 總 教 職 教 務 高 生 教 高 総	課 長
原 之 園 委 員	堀 之 内 山 田	義 高 保 社 文 人 義 福 總 教 職 教 務 高 生 教 高 総	課 長
石 丸 委 員	中 窪 南 岩 上 橋 中 宮 田 宮 田 森 黒 荒 寺 鶴 中	社 会 化 同 和 教 育 課 特 別 支 援 教 育 室 福 利 厚 生 企 画 管 理 指 導 参 事 佐	課 長
堀 江 委 員	岩 上 橋 中 宮 田 宮 田 森 黒 荒 寺 鶴 中	文 化 財 教 育 課 特 別 支 援 教 育 室 福 利 厚 生 企 画 管 理 指 導 参 事 佐	課 長

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 学校職員の懲戒 処分について</p> <p>議案第2号 鹿児島県スポー ツ推進審議会委員 の任命について</p>	<p>学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとする旨の説明が行われ、原案どおり議決された。</p> <p>鹿児島県スポーツ推進審議会委員の1人の辞任に伴い、その後任を任命しようとする旨の説明が行われ、原案どおり議決された。</p>	<p>特 記 事 項 な し</p> <p>特 記 事 項 な し</p>	<p>決 定</p> <p>決 定</p>

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第1号及び議案第2号については、非公開で審議する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和2年度第2回教育委員会定例会の会議録の承認

承 認

4 教育長報告

報告第1号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について

(1) 令和2年度6月補正予算案作成の件

- － 令和2年度6月補正予算案について説明し、知事から意見を求められたので、教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したことを報告（教育次長兼総務福利課長）－

(島津委員) 今回、補正予算ということで国から多額の予算がついた。その中で従前からのGIGAスクール構想関連について、小中学校については最終的に1人1台端末、高校の場合は3人に1台ということであるが、これは少し中途半端な気がする。ついては、高校でも最終的に1人1台端末を目指しているのか。あるいは、3人に1台ということであれば、どのような使い方をしていくのか。

(高校教育課長) 高校の3人に1台というのは、内閣府の第3期教育振興基本計画、あるいは、文科省の平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針の中で、高校においては学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備するということが目標として示されている。今回、令和4年度までの分を前倒しして、本年度中に一斉に整備することとした。高校においては、生徒のスマートフォンやタブレットの所持率等が、小中学校に比べて高いという状況を国の方が加味しているところであり、まずは、国の目標である3分の1の整備ということで予算計上した。残りの3分の2は国の検討も踏まえつつ、他県の状況も見ながら研究してまいりたい。端末の使い方については、現在は新型コロナウイルスが流行っているということで、貸出しや家庭学習等のイメージがやや先行しているかと思う。当初は、学校内で様々な授業等に活用するために、3分の1という整備を考えていたため、まずは学校内で活用することを考えている。仮に、新型コロナウイルスの第2波、第3波ということがあれば、状況によっては家庭等への貸出しも検討していくことになると思う。

(島津委員) やはり高校の方が情報端末に具体的な形で慣れ親しんだ上で、上級学校、あるいは社会に出て行くということがより必要だと思

うので、個人が所有するスマートフォン等と併用すればいいというのは、少し違う気もする。当面は3人に1台ということなので、それをぜひとも上手く活用してほしい。

(原之園委員) 感染症対策のために消毒液等の保健衛生用品を整備するということが、学校への支援は、一律で決められている部分が多いと思う。例えば、子供たちのマスクなど、一様にいかない面もあると思うが、学校への支援は、各学校の実情に合わせた支援や配布の仕方があるのか。

(教育次長兼総務福利課長) 今回の補正予算に関して、特にマスクの購入ということで、決めているわけではない。文部科学省が示している学校の再開ガイドラインや衛生管理マニュアル等を踏まえ、石けんやハンドソープ、消毒用エタノール等の保健衛生用品を整備するというものである。ある程度、各学校の規模や生徒数、教職員数で4段階に分けて、一定額の予算を配分し、学校の裁量で必要な保健衛生用品を購入していただくことになっている。

(堀江委員) 1人1台端末について、遠隔授業のために自宅での貸出しを可能にするということか。その場合に、生徒の自宅のICT環境状況の事前調査をしたのか。事前調査をしていれば、その内容と結果を踏まえて、どのような遠隔授業が可能だと考えているのか。

(義務教育課長) 1人1台端末については、整備した段階では学校で使うことを前提にしているが、今回のような緊急事態で臨時休業になった場合、遠隔授業用として、貸出しも可能である。家庭でのオンライン授業を行う際のネットワーク環境だが、6月中に調査結果を取りまとめて欲しいということで、県を經由して国から市町村に調査をかけているところである。その結果を踏まえて今後対応してまいりたい。課題としては、家庭のインターネット環境について、どこまで支援ができるかということである。国の補正予算で、年収400万円未満の世帯を規模として算出して、そこには支援ができるということとなっているが、全体への支援はないところである。調査結果等を踏まえ、国としておそらく対策、検討されると思うので、それを踏まえて、県としても対応していくことになると思う。

(今村委員) ニュース等を見ていると、今回の新型コロナウイルスで、一時期、教育が上手く行われなかったという問題だけでなく、教育のあり方が大きく変わるのでないかということも取りざたされていた。特に、先ほどのICTの環境が整った家庭とそうでない家庭との教育格差の問題など、色々なことが言われている中で、県教委としては、ポストコロナの教育のあり方をどのように考えているのか。場合によっては、特に今までと変わらないということもあるだろうし、あるいは、これによって学習方法等に大きな変化が生じることがあるかもしれない。今回の補正予算の説明の仕方では、

国から予算が出たので、それで補正したという言い方になっているが、抜本的な県の教育のあり方、ポストコロナのあり方を踏まえた上で、補正予算についてどのような考えを持っているか。

(教育次長兼総務福利課長) 県の予算については、コロナ感染症対策ということで、国の動きに連動した予算を計上する。国の第1次補正予算については、感染症対策が中心だったが、先週、国で可決、成立した第2次補正予算については、感染症対策に学びの保障という部分が新たに追加されたと理解している。そういったことも踏まえ、今後検討していく。

(高校教育課長) 県立高校においては、4月22日から5月10日まで臨時休業だったが、5月7、8日が登校日だった関係で、実質は5月1日までの平日7日間が臨時休業期間であった。その期間中、何とか生徒が学習できないかということで、県立学校においては、61校中26校において、ICTを使った生徒への学習支援を行ったところである。高校については、例えば、オンライン会議で双方向型として使えるような一般的なアプリケーションを学校でインストールして生徒の学習支援に使ったり、YouTubeや、文科省または民間の放送局が作成した授業に関する動画等の案内も行ったりした。ただし、文科省の授業の規定が対面式のものを基本としていることから、今回の通知の中で、家庭学習期間中のものは学校が再開した時には扱わなくてもよい、評価の中に入れてよいという新たな見解が示されている。そういったことについて研究を重ねつつ、第2波、第3波が仮にあった場合には、生徒の学習の保障がしっかり図られるように対応してまいりたい。

(保健体育課長) 新型コロナウイルス感染症は、共に生きていく社会を前提として、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があるため、長丁場で対応しなければならない。そのためには、手洗い、咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加えて、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるということで、学校での友達との距離を横が1.05メートル、前を85センチ以上開けるなど、ソーシャルディスタンスやフィジカルディスタンスなどの新しい生活様式に学校を含めた社会全体が移行していくことが文科省からも不可欠だと言われている。基本的な部分をしっかりと自分たちが守った上で、新型コロナウイルス感染症に感染しないように皆で取り組んでいくということで、今後も、学校や市町村教委と連携して取り組んでいく。

(今村委員) 今回の新型コロナウイルスについての対策は、しっかりされていると思うが、働き方のあり方も、業種によっては大きく変わらざるをえないというのもあると思う。将来社会人になった時を考えると、学習内容そのものは変わらないのかもしれないが、学習の方法や学習のあり方について、場合によっては工夫をする必要がある。県教委も後追いではなくて、ぜひ先頭を走って、未来の学

習方法ということで、積極的に予算を使っていただきたい。

(石丸委員) 保健衛生用品は、ハンドソープや石けん、消毒用アルコール等だと思うが、小さい子や体の弱い子はアルコールでかぶれたり、次亜塩素酸については管理が難しかったりすることを考えると、予防はやはり手洗いが重要である。手洗いでかなりの量のウイルスを殺菌できる。しかしながら、水道の蛇口が手で触るような形のものであれば、せっかく手を綺麗にしたのに、そこでまたウイルスが付着する恐れがある。さらに、子供たちは自分のハンカチを持っている子もいるかもしれないが、子供によってはそのあたりでちょっと拭いてということがあれば、手洗いが生かされない。自動水洗であればベストなのかもしれないが、予算的な問題もあると思うので、蛇口をひねるものではなく、肘で開ける縦型のものにするのはどうか。コロナも含めて感染症はこれからずっと続いていく課題だと思うので、将来を見越してそういう部分も見ていただくと良いのではないか。専門家にアドバイスをもらいながら、長期的にもう一度見直すことも大切だと思う。

(保健体育課長) 給食施設については、給食の衛生管理基準において、給水給湯設備は必要な数を便利な位置に設置して、給水栓は直接手指等を触れることがないように肘等で操作できるレバー式等であることとされている。そのため、給食室や共同調理場においては、肘や膝等で操作できる水道が整備されていると聞いている。一方、学校環境衛生基準においては、飲料水等の水質については明確に基準があるが、蛇口については明確に基準が示されていない。今後はその点についても御意見を参考に検討していく。

(学校施設課長) 現在、学校では、ドアノブやスイッチなどの共用部分については、1日数回程度の消毒が行われていると聞いている。しかし、それだけでは感染リスクはゼロにはならないので、できるだけリスクを低減させていく必要がある。そうした中で、水道の蛇口に回転式、レバー式を採用している市町村教育委員会の様子も報道等により承知しているところである。我々としてもウイルスとの息の長いつき合いになることも踏まえながら、感染リスクをゼロにはできないまでも、できるだけ低減させるために、委員の御意見を踏まえ、しっかり情報収集し対応してまいりたい。

(教育長) 異議がないので、教育長報告第1号(1)は了承をいただいたものとする。

5 その他

(1) 学校における業務改善アクションプランフォローアップ調査について

ー 学校における業務改善アクションプラン第2回フォローアップ調査の目的、概要、結果及び結果分析等について説明(教職員課長)ー

(島津委員) 今回の調査結果を見ると、働き方の改善が進んでおり、喜ばし

いことである。一方で残業時間が100時間を超える教職員もいるということだが、これは特殊事例なのか。そういったことも含めて、少し分析する必要があるのではないか。また、全体的に今回のアクションプランで示した形での枠組み、仕組みというのが実践されて、働き方は改善されてきていると思うが、やはり最終目標は、働き方改革を通じた教育の質の向上、より良い教育を実現させるということだと思う。ついては、生徒に向かう時間が増加しているのか、教職員のやりがいが増したかどうかといったことも調べていただき、枠組みとしての改善とそれが本質的な部分にも繋がっているのかということをお互いに考えてみると良いのではないか。

(教職員課長) 委員の御指摘は策定の時から、ずっと指摘されていることでもあると思う。説明では数値目標の進捗状況を申し上げたが、一番の目的は教育の質の向上である。別な言い方をすると、先生方のモチベーションがきちんと維持され続けることが大事なことである。今後は、色々な学校の例を確認していく中で、それに対する工夫もできればと考えている。

(島津委員) これは3月の半ばぐらいまでの調査で、コロナの影響があまり出てない段階のものだと思う。その後、こういった状況下にあるので、今後の時間管理も改めて注意しながら、学校としてどのように取り組んでいくかということが非常に大事になると思う。そういう方向に向けて実践できるよう取り組んでいただきたい。

(原之園委員) 3月19日までの調査期間ということで、コロナの影響もある中で、学校の先生方は定期的に机や椅子の除菌等もされていると思う。そういった時間が増えることで、子供たちと接する面談等の時間というのが少なくなっていくことも考えられる。そこで、重点取組にあるように、かごしま学校応援団等の地域ボランティアの方々やPTAの方々の協力を得る、そういった取組があれば、本来の先生方の働き方改革にも繋がるし、コロナ対策にも繋がるのではないか。そのような具体的事例があれば広く紹介していただきたい。

(社会教育課長) 本県においては、これまで取り組んできた学校応援団活動を基盤とした地域学校協働活動が行われているところである。今回の調査結果を見て、そういったことの成果が少しずつ現れていると感じている。御指摘の具体的事例については、各学校で、地域の伝統芸能を取り入れた学習で地域の人材を活用するといったところが業務改善に繋がっていくのではないかと考える。また、学校においては、プログラミング学習や土曜体験広場、キャリア教育未来塾といった取組を学校で実施しているところもあると聞いている。

(2) 令和2年度鹿児島県教育支援委員会委員の委嘱について

一 鹿児島県教育支援委員会の設置目的、委員の委嘱期間、主な業務及び委

員の構成等について説明（特別支援教育室長）－

(島津委員) 近年、支援を必要とする子供の数が増えている状況で、この委員会の役割がより重要になってくるのではないかと思う。そのような中、ここ近年の助言、あるいは相談件数の動向はどうか。また、相談等の内容は少し変化してきているのか。

(特別支援教育室長) 就学に関する相談については、市町村教育委員会への相談件数は未就学児、小学生、中学生を含めた相談件数が平成30年度は2,945件、令和元年度は3,071件という状況である。実際に、教育支援委員会の委員の先生方に、各市町村からの相談に応じていただく教育相談も行っているが、その相談人数は平成30年度が35人、令和元年度が33人である。就学相談の内容については、本人や保護者から、どのような適切な学びの場があるか、特別支援学級が望ましいか、特別支援学校が適切かといった内容が多くなっており、具体的な指導内容や指導方法といったことも最近は増えていると認識している。

6 議案

議案第1号 学校職員の懲戒処分について

(非公開)

議案第2号 鹿児島県スポーツ推進審議会委員の任命について

(非公開)

7 閉会